

「岡崎市脱炭素関連事業者登録制度」事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この制度は、本市において再生可能エネルギー設備及び省エネ設備等の地球温暖化対策設備（以下「脱炭素関連設備」という。）を整備する事業者（以下「脱炭素関連事業者」という。）に対して、本市での脱炭素関連設備の設置機会を積極的に与えることで、当該事業者の事業継続強化に向けた基盤の構築と岡崎市の脱炭素施策を促進することを目的とする。

この要綱は、当該事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(脱炭素関連事業者の登録)

第2条 次の各号に掲げる要件を全て満たす脱炭素関連事業者は、市長の登録を受けることができる。

- (1) 愛知県内に現に営業所等を有して脱炭素関連設備の整備に係る事業を行うものであること。この営業所等は支店登記の有無にかかわらず、契約締結権者を有していること。
 - (2) 前号における事業には、PPAを始めとする第三者所有モデルを含む。
 - (3) 岡崎市暴力団排除条例「(平成23年岡崎市条例第31号)」第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
 - (4) 次の申立てが行われていないこと
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
 - (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと
 - (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと
- 2 前項の登録の有効期間は登録した年度の末までとし、市が実施する確認をもって更新するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡崎市脱炭素関連事業者登録制度申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、窓口への持参又は、郵送により市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が前条及び、第5条のいずれにも該当しないことを誓約する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する提出先については次のとおりとする。

・岡崎市役所環境部ゼロカーボンシティ推進課

(〒444 - 8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉会館5階)

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、岡崎市脱炭素関連事業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は、申請書若しくはその他添付書類等の重要な事項について虚偽の記載、或いは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否することができる。

(1) 第9条第1項の規定により登録を取消され、その処分のあった日から2年を経過していない者

(2) その他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 脱炭素関連事業者は、第3条第1項に掲げる登録の申請に必要な次の各号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称

(2) 登録された営業所等の所在地

(3) 脱炭素関連設備及び脱炭素関連事業

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は前項の規定による届出があった場合に準用する。

(削除の届出)

第7条 脱炭素関連事業者は、任意の時期に市長へ登録簿からの削除を届出でることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げるものは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であった者
- (3) 法人について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 脱炭素関連設備の設置に係る事業を廃止した場合 本人又はその役員

(登録の削除)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は、次条第1項の規定により登録を取消した場合、当該脱炭素関連事業者の登録を削除しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、脱炭素関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に規定する登録の実施を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第2条第1項の登録を受けたとき
- (2) 第5条第1項に該当することとなったとき
- (3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (4) その他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を当該事業者へ通知するものとする。

(協力要請)

第10条 市長は第4条に規定する登録の実施をした脱炭素関連事業者に対し、必要なアンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

(免責事項)

第11条 本市は、脱炭素関連事業者が行う取引や契約等に関与せず、また市民及び市内事業者等との間で生じたトラブルや損害、事業制度の見直しによる不利益の発生等について、いかなる責任も負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、当該制度の登録に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。